

岩手県医療局管理規程第23号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年11月27日

岩手県医療局長 田村均次

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
種類	支給を受ける者の範囲	手当の額	種類	支給を受ける者の範囲	手当の額
[略]			[略]		
待機手当	[略]		待機手当	[略]	
			分娩手当	<u>分娩の業務に従事した 医師である企業職員の うち医療局長が定める 者</u>	<u>業務1回につき、 10,000円に分娩に 係る胎児の数を乗 じて得た額（医療 局長が別に定める 場合にあつては、 20,000円）</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行し、この規程による改正後の医療局企業職員給与規程別表第2の規定は、平成21年4月1日から適用する。